

## 射水市介護保険住宅改修Q&amp;A

No.	項目	質問	回答
1	手すり	被保険者は弱視であり、浴室の既存手すり（ユニットバス付属品）が浴室の壁と同化して見えない。色付きの手すりに交換する場合は支給対象になるか。	過去の住改で取り付けられたもの以外であれば支給対象とする。
2	手すり	勝手口と玄関の両方に手すりを付けたい場合、どちらも支給対象になるか。	理由書に必要な理由を記載し適当と判断できれば支給対象とする。
3	手すり	過去に住改で浴室に手すりを取り付けていたが、後日ユニットバスにリフォームした。新しいユニットバスに手すりを取り付けるのは支給対象になるか。	支給対象とする。
4	手すり	過去に住改で玄関ポーチに手すりを取り付けしたが、家の建て替えをしたため手すりを撤去した。再び玄関ポーチに手すりを取り付けることは住改の対象になるか。	支給対象とする。
5	手すり	既存のトイレとは別に増設したトイレ（住改対象外）に手すりを取り付けることは支給対象になるか。	支給対象とする。
6	手すり	手すりが老朽化のためグラグラしており新しく取り付け直したいが、支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。ただし、被保険者の身体状況に合わせて取り付け位置の変更等であれば支給対象とする。
7	手すり	引き違い戸に手すりを付ける場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。ただし開き戸→引き違い戸の交換時に手すり付きのものであれば支給対象とする。また、身体状況により取手が掴みにくいため、大きい手すり状の取手をつける場合も対象とする。（理由書に要記載）
8	手すり	紙巻器付き柵手すりやスライドバー付シャワーフックは支給対象になるか。	手すり部分費用の按分ができれば支給対象とする。
9	手すり	特殊樹脂を用いて固定する手すりは支給対象になるか。	樹脂に限らず安全耐荷重が確保でき、容易に移設できない固定方法で取り付けられた手すりであれば支給対象とする。
10	手すり	車いすを使用している方で、自走の補助の為に手すりを設置する場合は支給対象になるか。	福祉用具レンタルで必要性、有用性の確認を実施し必要と判断できれば支給対象とする。
11	手すり	トイレに付属のアームを取り付けすることは支給対象になるか。	安全耐荷重が確保できれば支給対象とする。
12	便器の取替	和式トイレにスワレットを使用し洋式化した場合、支給対象になるか。	事業者は特定福祉用具→住改の順で検討を行うこと。住宅改修で行わないといけな理由を理由書に明記すること。適当と判断できた場合、支給対象とする。
13	便器の取替	寝室から遠い位置にある和式トイレを壊して寝室付近に洋式トイレを作る場合は支給対象になるか。	支給対象とする。ただし、給排水配管工事は対象外。便器、取付費、床材・工事費、解体費が対象。
14	便器の取替	既存便器の場合、立ち上がりが困難であるため便器部分の床上げをしたいが支給対象になるか。	補高便座（福祉用具）→便器下部の嵩上げ、床の嵩上げの順で検討を行い、適したものを選定すること。理由書に記載し適当と判断できれば対象とする。
15	便器の取替	2Fに洋式トイレがあるが、1Fの和式トイレを洋式トイレに変更する場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。（洋式トイレが一つでも既存の場合はいかなる場合であっても不可。）

16	便器の取替	介護認定を受けている妻が洋式トイレを使っており、介護保険の認定を受けている夫の介護保険分でも一つの和式トイレを洋式トイレに変更する場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。（洋式トイレが一つでも既存の場合はいかなる場合であっても不可。）
17	段差解消	階段や段差をスロープにする際に勾配の指定はあるか。	市で設定している勾配はない。建築基準法に準拠し、安全に移動できれば可とする。施工前に市職員と理学療法士が現地で立会い確認することも可能である。
18	段差解消	浴槽を既存のものより浅いものにするのは支給対象になるか。	身体状況に則したものであれば支給対象とする。（事前、事後申請時に浴槽深さと跨ぎ部の高さ等比較できるようにしておくこと。）
19	段差解消	段差解消のために扉を新しくした場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。ただし、段差解消によって発生した扉の隙間を埋めるための扉下部延長工事は支給対象とする。
20	段差解消	玄関アプローチの植え込み花壇を撤去し、スロープを設置することは支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。これまで通路として活用していなかった部分（花壇）をスロープにすることは、新設となるため。
21	段差解消	小上がりに特殊寝台を設置するための小上がり撤去は支給対象になるか。	ほかの部屋に特殊寝台がどうしても置けないという理由であれば支給対象とする。
22	段差解消	昇降機レンタルのための段差解消は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。階段昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する工事は支給対象にはならないため、それに伴う付帯工事も認められない。
23	扉	開き戸→引き違い戸は支給対象とあるが、開き戸→折れ戸は支給対象になるか。	支給対象とする。
24	共通	同一住宅に複数の被保険者がいる場合の支給申請はどうすればよいか。	範囲が重複しないように申請すれば支給対象とする。一つの工事項目を按分して申請はできない。
25	共通	事前申請の承諾を受けたが、着工の二日前に入院された。退院できなかった場合、事後申請は可能か。	<b>支給対象外</b> とする。仮に着工翌日に入院された場合、入院時までに完成した部分は支給対象となる。
26	共通	家族や友人が工務店や大工を経営している場合、住宅改修を依頼したら住宅改修費にはどの範囲が含まれるか。	工務店や大工など屋号がある場合は申請書類が整っていれば全額支給対象とする。ただし、家族や友人が行う日曜大工の場合は材料費のみ支給対象とする。
27	共通	施設に入所しているが、定期的に自宅に帰るため住宅改修を行いたい。この場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。退所、退院して生活基盤が自宅にあることが支給条件とする。
28	その他	2Fに風呂場があるが、身体状況が悪くなったため2Fの風呂場を撤去し、1Fに風呂場を新設した場合は支給対象になるか。	<b>支給対象外</b> とする。今回の場合は風呂場新設であり、改修工事ではないため不可。
29	その他	領収日に入所（入院）した。工事完成日はそれ以前である場合は支給対象になるか。	入所（入院）日時時点で工事を完了しているため全額支給可とする。工事が完成した部分までが支給対象となる。